平成 25 年 3 月 1 日

各　　位

会 社 名　株 式 会 社 翻 訳 セ ン タ ー
代表者名　代 表 取 締 役 社 長　東　郁 男
（コード：2483　JASDAQ スタンダード）
問合せ先　取締役経理部長
（兼）総務部長　　中本　宏
（TEL．06－6282－5013）

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 3 月 1 日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割及び単元株制度の採用の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、平成 25 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社株式 1 株を 100 株に分割するとともに、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の金額の実質的な変更はありません。

2. 株式の分割

（1）分割の方法

平成 25 年 3 月 31 日（日曜日）を基準日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成 25 年 3 月 29 日（金曜日）となります。）として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

（2）分割により増加する株式数

株式の分割前の当社発行済株式総数	16,845 株
今回の分割により増加する株式数	1,667,655 株
株式の分割後の当社発行済株式総数	1,684,500 株
株式の分割後の発行可能株式総数	5,140,000 株

（3）分割の日程

基準日設定公告日	平成 25 年 3 月 15 日（金曜日）
基　　準　　日	平成 25 年 3 月 31 日（日曜日） ※実質的には平成 25 年 3 月 29 日（金曜日）
効 力 発 生 日	平成 25 年 4 月 1 日　（月曜日）

3. 単元株制度の採用

（１）新設する単元株式の数

上記株式の分割の効力発生を条件として、単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

（２）新設の日程

・効　力　発　生　日　　平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）

（参考）平成 25 年 3 月 27 日（水曜日）をもって、大阪証券取引所の開設するＪＡＳＤＡＱ市場における売買単位も 1 株から 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

（１）変更の理由

上記株式の分割の割合に応じた発行可能株式総数の増加及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）をもって、当社定款の一部を変更いたします。

① 発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、第 6 条（発行可能株式総数）を変更いたします。

② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 8 条（単元株式数）を新設いたします。

③ 第 6 条の変更及び第 8 条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

（２）変更の内容　　（下線部が変更箇所）

変更前	変更後
（発行可能株式総数） 第 6 条　当会社の発行可能株式総数は、 51,400 株とする。	（発行可能株式総数） 第 6 条　当会社の発行可能株式総数は、 5,140,000 株とする。
（新設）	（単元株式数） 第 8 条　当会社の単元株式数は、100 株とする。
第 8 条～第 40 条（条文省略）	第 9 条～第 41 条（現行どおり）
（新設）	附則 第 6 条の変更及び第 8 条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げは、平成 25 年 4 月 1 日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。

5. その他

（１）資本金の額の変更

今回の株式の分割に際して、資本金の額の増加はありません。

（２）株式の分割に伴う配当について

今回の株式の分割は、平成 25 年 4 月 1 日を効力発生日としておりますので、配当基準日を平成 25 年 3 月 31 日とする平成 25 年 3 月期の期末配当につきましては、株式の分割前の株式数を基準に実施いたします。

以　上